

よくあるお問い合わせ

宮城県環境生活部循環型社会推進課

○全般的事項

Q この調査について教えてください。

A この調査は、宮城県内の産業廃棄物について正確に把握する目的で、5年に1度の大規模調査として実施しています。

今回の調査対象は宮城県内(仙台市内含む)の全業種の事業者(産業廃棄物多量排出事業者含む)及び産業廃棄物処分業者の方です。事業者の方には、宮城県内の全事業所から抽出した名簿にて調査票を送付いたしております。

いただいた回答は委託業者(エヌエス環境株式会社)により集計され、県内全体の産業廃棄物実態の推計に使われます。回答事業者が特定される形で公表されることはありません。

Q 回答しないと罰則などがありますか。

A 罰則などはありませんが、皆様から調査票が提出されることにより、正確に宮城県内の産業廃棄物の実態が把握でき、今後の循環型社会形成に向けた県の取組を推進できるようになります。

ぜひ御協力をよろしく願います。

Q 同じ会社で調査票が届いていない事業所の分も回答が必要ですか。

A 調査票が届いた事業所のみが調査対象ですので、他の事業所分は回答不要です。

ただし、建設業の方は、宮城県内で行った工事で発生した廃棄物の量を記載してください。

Q 同じ会社で複数の事業所に調査票が届いている場合、本社が一括して回答してもいいですか。

A 本社からの回答で差し支えありませんが、事業所ごとにIDがありますので、調査票はIDごとで作成をお願いいたします。

Q 実態調査票を Excel で作成希望です。

A 実態調査(専用)ページから、Excel 形式の調査票をダウンロード可能です。

以下の URL にアクセスし、お知らせしているユーザーID・パスワードでログインして「廃棄物実態調査票 Excel ファイルダウンロード」ボタンを押してください。

実態調査(専用)ページ <https://www.miyagisanpai.jp/survey/>

○インターネット提出

Q ユーザーIDとパスワードを入力しましたが、ログインできません。

A まずは以下の URL からログインをお試してください。

実態調査(専用)ページ <https://www.miyagisanpai.jp/survey/>

それでもログインできなかった場合は、ページ下部「[①システムに関するお問い合わせはこちら](#)」から、メールフォームにてお問い合わせください。

Q メールアドレスの登録は必須ですか。

A メールアドレスを登録しなくても、報告することが可能です。(ただし、ログイン時に毎回メールアドレスの登録を促す画面が表示されます。)

○(A-1)廃棄物実態調査票(令和4年度実績)

Q 令和4年度に事業所で発生した産業廃棄物がありません。

A 「②1年間(R4年度)における産業廃棄物の発生(必須)」欄で「なし」を選択してください。

Q 調査対象の「産業廃棄物」とはどのようなものですか。

A 宮城県廃棄物対策課の WEB ページ(産業廃棄物の適正処理のために)を御参照ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/haisyutu-tebiki.html>

産業廃棄物ではない廃棄物(一般廃棄物)は調査対象外です。

産業廃棄物は、排出事業者自らが処理する場合を除いて、許可を受けた産業廃棄物処理業者と「委託契約書」を取り交わし、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」を交付して、処分を委託する必要があります。調査票の回答にあたりましては、産業廃棄物処理業者と取り交わした「委託契約書」と「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」を御確認ください。

Q 標準産業分類がわかりません。

A 総務省の WEB ページ(日本標準産業分類)を御参照ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

現行の日本標準産業分類は平成 25 年 10 月改定です。

Q 6月にマニフェスト報告を済ませていますが、回答が必要ですか。

A 県内の産業廃棄物の処分状況をより正確に把握するため、マニフェスト報告の内容から少し踏み込んだ調査項目(委託中間処分の方法、資源化用途)を設けています。再度のお伺いとなり恐縮ですが、御理解と御協力をお願いいたします。

Q 「使用済電池」の廃棄物「大分類」「中分類」「小分類」は何を記入すればいいですか。

A 水銀電池・空気亜鉛電池、及び水銀含有表示が記載されているものは「水銀使用製品産業廃棄物(大分類「64」中分類「17」小分類「電池」)」と選択・記入するようお願いいたします。水銀含有表示の無いものは「その他(大分類「28」中分類「00」小分類「電池」)」と選択・記入するようお願いいたします。

○(A-2)産業廃棄物処分実績調査票(令和4年度実績)

Q どのような産業廃棄物が調査対象ですか。

A 令和4年度中に【委託されて】処分を行った産業廃棄物について御回答ください。貴社が排出事業者の産業廃棄物につきましては、A-1 票にて御回答をお願いいたします。

Q 令和4年度中に委託されて処分を行った産業廃棄物がありません。

A 「②1年間(R4年度)における産業廃棄物の処理・処分の有無」欄で「なし」を選択してください。

○(B)廃棄物に関する意識調査(令和5年度調査)

Q 産業廃棄物の発生が少ない(又はない)ため、回答しづらいのですが。

A 回答可能な設問のみ御回答ください。

Q 廃棄物の処理料金を調査する意図は何ですか。

A 再生利用を促進する施策を検討するための資料にさせていただきます。結果は処理品目ごとの最低値、最高値及び中央値で発表する予定です。回答者などが特定される形での公表は行いません。

○その他

Q お問い合わせ先に電話がつながりません。

A 申し訳ありません。調査票の到着直後はお電話が込み合いますので、日をおいてのお問い合わせをお願いいたします。

なお、お問い合わせの際には、調査票に記載された「ユーザーID」をお伺いしますので、お手元に調査票の御準備をお願いいたします。

Q 調査票が重複して届いているようです。

A お問い合わせ先に御連絡をお願いいたします。その際、それぞれの調査票に記載された「ユーザーID」をお伺いしますので、お手元に調査票の御準備をお願いいたします。

Q 調査票が不足しています。

A 「ユーザーID」が記載された調査票があり、かつインターネットの御利用が可能でしたら、「インターネットでの提出について」を御参照いただき、電子版の調査票を御利用ください。

それ以外の場合は、お手数をおかけしますがお問い合わせ先に御連絡をお願いいたします。

Q 既に廃業しています。

A 廃業日が令和4年度中でしたら、その日までの実績で御回答をお願いいたします。その際、調査票の余白に「令和4年●月末 廃業」のように記載をお願いいたします。

令和3年度以前に廃業されていた場合は、お手数をおかけしますが、お問い合わせ先にその旨の御連絡をお願いいたします。調査票に記載された「ユーザーID」をお伺いしますので、お手元に調査票の御準備をお願いいたします。

Q 社名や住所表記が変更になっています。

A 現在の社名、住所にて御回答ください。

Q 別会社宛ての書類が届いたのですが。

A 未開封のまま「郵便物返還先」へお戻しいただきますようお願いいたします。